

利用した覚えのない請求にご注意!!

クレジットカード決済でつぎのような相談が増えています。

【その1】



クレジットカード会社から、代金の引き落としが
できないと連絡があり利用明細書を見ると、前月に利用し
た覚えのない店舗名から高額請求されていた。

【その2】

クレジットカード会社からの利用明細書を見ると、
利用したことのない購入店舗からの請求があった
ので、急いでクレジットカード会社へ連絡をした。

気をつけること!

- ◆ 利用明細書や引き落とし口座内容は必ず毎月確認!
- ◆ 利用した際の伝票は保管!
- ◆ 心当たりがない請求がきた時は、すぐにカード会社へ連絡!

おかしいなと思ったら、消費生活センターへ相談してください。

橋本市消費生活センター
☎:0736-33-1227/FAX:33-1200
〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号
橋本市役所 1階 窓口⑤



はしぼう

閉庁時は消費者ホットライン188(いやや!)へお電話ください